

**新日明かんびん資源化センター
整備・維持管理事業
実施方針**

2018年 5月

北九州市環境局

目次

第1 用語の定義	1
第2 事業内容に関する事項	4
1. 事業名	4
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	4
3. 公共施設等の管理者	4
4. 事業目的	4
5. 本施設の概要	4
6. 事業方式	6
7. 契約の形態	6
8. 事業期間	6
9. 事業期間終了時の措置	6
10. 事業の対象となる業務範囲	6
11. 事業者の収入	7
12. 本市が適用を予定している交付金について	7
13. 関係法令等の遵守	7
14. 事業スケジュール（予定）	7
第3 募集及び選定に関する事項	8
1. 事業者の募集及び選定方法	8
2. 募集及び選定の手順	8
3. 参加資格要件	9
4. 応募者の審査及び落札者の選定	13
5. 落札後の手続き	13
第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1. 想定されるサービスの水準・仕様	14
2. 想定されるリスクの分担	14
3. 本市による事業の実施状況の監視	14
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1. 敷地面積及び配置	14
2. 土地利用規制	15
第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
1. 係争事由に係る基本的な考え方	15
2. 管轄裁判所	15
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	16
4. その他	16
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1. 議会の議決	16
2. 情報提供	16
3. 応募に伴う費用負担	16
4. 本実施方針に関する担当部署	16

実施方針添付資料

- 実施方針添付資料-1 事業実施場所
- 実施方針添付資料-2 事業実施区域
- 実施方針添付資料-3 事業スキーム図 (案)
- 実施方針添付資料-4 業務範囲分担表
- 実施方針添付資料-5 事業範囲 (イメージ図)
- 実施方針添付資料-6 リスク分担 (案)

第1 用語の定義

新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業実施方針では、次のように用語を定義する。

本 市：北九州市をいう。

本 事 業：新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業をいう。

本 施 設：本事業において設計・建設され、維持管理される北九州市新日明かんびん資源化センターをいい、マテリアルリサイクル推進施設の工場棟、管理棟、ストックヤード棟のほか、計量棟、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門扉等の事業実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。

マテリアルリサイクル推進施設：本施設を構成する施設のうち、かん、びん、ペットボトル、紙パック・トレイを処理対象物として貯留、破袋、選別、圧縮・梱包、保管等の処理を行う施設をいう。

工 場 棟：マテリアルリサイクル推進施設の工場棟をいう。

プ ラ ン ト：本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。

建 築 物 等：本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。

大 規 模 改 修：施設全体を対象に経年劣化した部位や耐用年数を迎えた設備等の性能・機能を回復させるために設備や機器の更新等を実施することをいう。

P F I 方 式：PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る方式をいう。

D B M 方 式：Design（設計）、Build（建設）、Maintenance（維持管理）を事業者に一括して委ねる事業手法をいう。

D B O 方 式：Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営・維持管理）を事業者に一括して委ねる事業手法をいう。

D B + O 方 式：Operate（運営・維持管理）をDesign（設計）、Build（建設）とは別途に委ねる事業手法をいう。

長期包括運営方式：施設の運営・維持管理に関して、長期的にかつ一括して民間事業者に委託する事業手法をいう（DB+Oの「O」に該当）。

事業者：本市が事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。

建設事業者：本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。

建設JV：事業者が提案により、本施設の設計・建設業務について要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者が代表となる共同企業体（自主結成）とし、本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計並びに建築物等の建設を行う者以外の者は参画することは出来ない。

維持管理事業者：本施設の維持管理業務を担当する事業者をいう。

運営事業者：本施設の運営業務を実施する事業者をいい、障害者就労支援事業者が行う。

障害者就労支援事業者：本施設の運営業務を実施するうえで、障害者就労支援を行う事業者。

応募者：本事業の入札手続きに参加する、構成企業と協力会社で構成された企業グループをいう。

代表企業：入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。

落札者：本市が設置する審査機関から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として本市が決定した応募者をいう。

事業契約：基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の総称をいう。

事業実施区域：本事業を実施する区域をいう。

入札説明書：本事業の入札に参加する者に対して、本市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。

入札説明書等：本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書等の書類をいう

基本協定：事業者の選定後、基本契約等の締結に向けて、本市及び落札者（グループ）の双方の協力について本市と落札者の間で締結される協定をいう。

基本契約：事業者に本事業を一括で発注するための基本的事項について、本市と落札者（グループ）で締結する契約をいう。

建設工事請負契約：本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。

維持管理業務委託契約：本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本市と維持管理事業者が締結する契約をいう。

運営業務委託契約：本事業の運営の実施のために、本市と運営事業者（障害者就労支援事業者）が締結する契約をいう。

三者覚書：市、維持管理事業者及び運営事業者が締結する三者の役割分担等に関する覚書をいう。

設計・建設業務：本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

維持管理業務：本事業のうち、本施設の維持管理に係る業務をいう。

運営業務：本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。

要求水準書（案）：本事業における設計・建設業務に係る要求水準書（案）をいう。
設計・建設業務編

要求水準書（案）：本事業における維持管理業務に係る要求水準書（案）をいう。
維持管理業務編

要求水準書（案）：要求水準書（案）設計・建設業務編及び要求水準書（案）維持管理業務編を総称していう。

特別目的会社：構成員が株主として出資し、本事業の維持管理業務を目的として設立する会社であり、SPCともいう。

P F I 法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

第2 事業内容に関する事項

1. 事業名

(仮称) 北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 (仮称) 北九州市新日明かんびん資源化センター

種類 一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設等の管理者

北九州市長 北橋 健治

4. 事業目的

本事業は、市内の家庭から発生する、かん・びん・ペットボトル・紙パック・トレイについて選別、圧縮等の処理を行い再資源化している、日明かんびん資源化センターについて、1993年の稼働以来、老朽化が進んでいることから、今回、建替えを行うことにより、かんびん等の容器包装廃棄物のリサイクルを継続して行うことを目的とする。

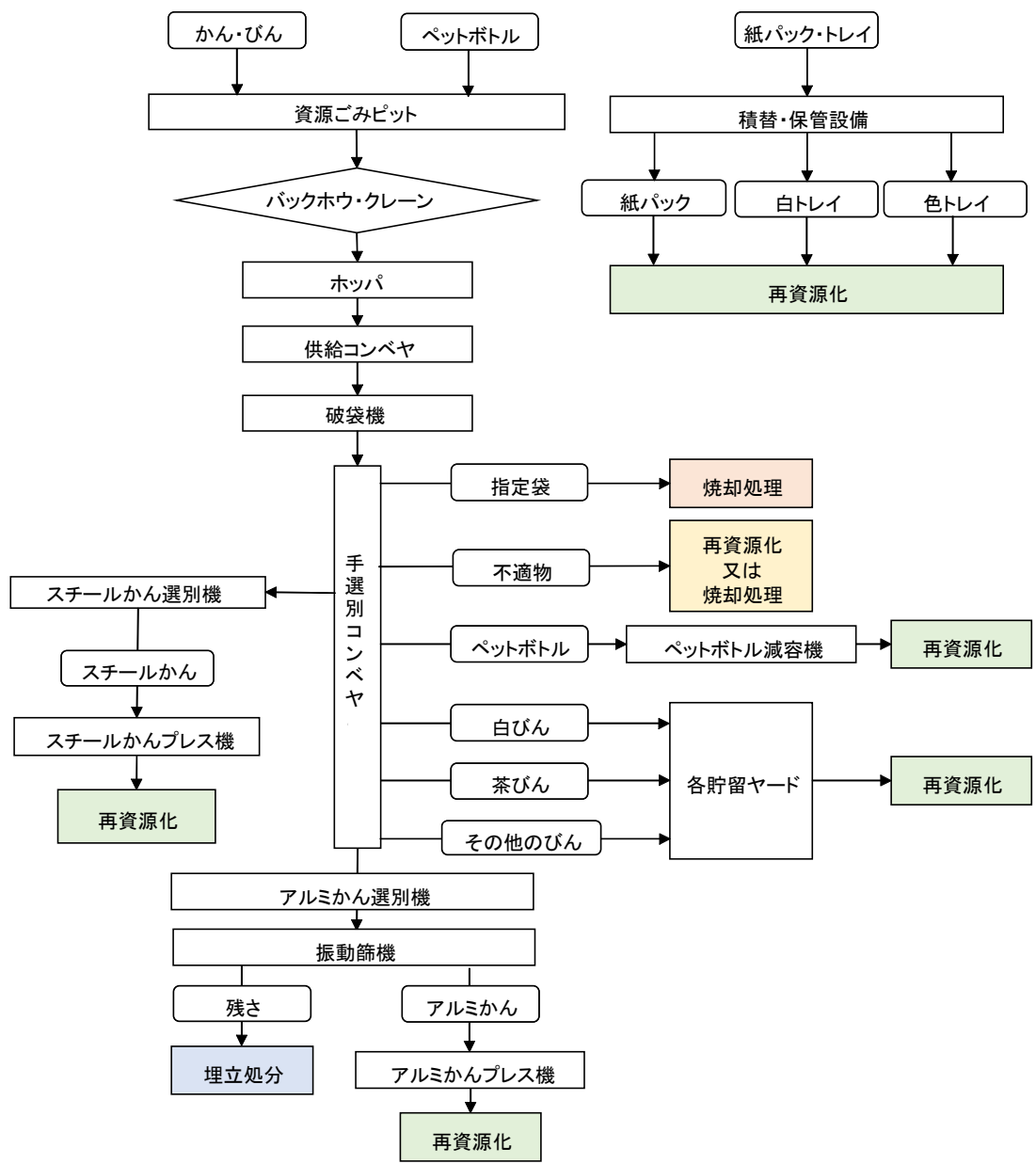
本施設においては、建設予定地の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ維持管理の容易な施設の建設を図るものである。特に、施設管理要員、施設運転要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労働環境を確保できるものとする。

5. 本施設の概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

施設名	新日明かんびん資源化センター
処理種別	マテリアルリサイクル推進施設
計画予定地	北九州市小倉北区西港町97-3 (日明積出基地跡地)
供用開始年度	2021年4月を予定
施設規模	かん・びん : 24.64t/日 ペットボトル : 7.62t/日 紙パック・トレイ : 0.33t/日
処理量	かん・びん : 5,196 t/年 ペットボトル : 1,328 t/年 紙パック・トレイ : 88 t/年
処理フロー及び系列	次頁に示す既存施設の処理フローを参考に、以下の各系列を設置すること。 かん・びん : 1系列 ペットボトル : 1系列



※かん・びん、ペットボトルについては同様の処理ラインが2系列存在し、それぞれで処理を行っている。(振動篩機のみ1系列)

図1 既存施設の処理フロー

6. 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBM方式により実施する。

落札者として決定された企業グループ（以下「落札者」という。）は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、20年間の運営期間にわたって、本施設の維持管理業務を実施するものとする。

7. 契約の形態

- 1) 本市は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。
- 2) 本市は、基本契約に基づいて、設計・建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。建設事業者は本施設の設計・建設業務について要件を満たす共同企業体（以下「建設JV」という。）又は単独企業とする。
- 3) 本市は、基本契約に基づいて、維持管理事業者と本事業に係る維持管理業務委託契約を締結する（基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。）。
- 4) 事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-3①、② 事業スキーム図(案)」に示す。

8. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

ア 設計・建設期間：事業契約締結日から2021年3月まで（試運転期間を含む）

イ 施設運営期間：2021年4月から2041年3月まで（20年間）

9. 事業期間終了時の措置

廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）により、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進している。本施設では、「ストックマネジメント」の考え方にに基づき、供用開始後約30年間に亘って使用することを前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこととする。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保つものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後16年目2036年度の時点において、本市及び事業者は協議を開始するものとする。

10. 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書（案）」に示すとおりとする（「実施方針添付資料-4 業務分担表」及び「実施方針添付資料-5 事業範囲（イメージ図）」参照）。

なお、次に示す事業者の事業範囲以外は、本市及び障害者就労支援事業者が行うものとする。

- 1) 本施設の設計に関する業務
 - ①設計
 - ②本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査（本事業及び施設が岸壁の損害や地盤沈下を発生させないよう検討し、その結果を市へ報告すること。検討に際し、必要な調査等が生じた場合は、併せて実施すること。）
 - ③本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
 - ④本市が行うその他許認可申請支援
- 2) 本施設の建設に関する業務
 - ①建設
 - ②建設工事に係る許認可申請等
- 3) 本施設の維持管理に関する業務
 - ①維持管理業務
 - ②その他これらに付帯関連する業務

11. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

- 1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設事業者に支払う。
- 2) 本施設の維持管理業務に係る対価

本市は、本施設の維持管理業務の対価として、維持管理業務委託費を維持管理事業者に支払う。

12. 本市が適用を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

13. 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

14. 事業スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1) 落札者の決定 | 2018年10月中旬 |
| 2) 基本協定締結 | 2018年10月中旬 |
| 3) 仮契約の締結 | 2018年11月中旬 |
| 4) 契約議案の本市議会議決 | 2018年12月 |
| 5) 事業契約の締結 | 2018年12月 |
| 6) 本施設の設計・建設 | 2019年1月～2021年3月（2年3ヵ月） |
| 7) 本施設の運営 | 2021年4月～2041年3月（20年間） |

第3 募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループ（以下「応募者」という。）が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書等の書類（以下「入札説明書等」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点等から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

1) 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 実施方針の公表	2018年4月下旬
② 実施方針に関する質問・意見の受付期限	2018年5月上旬
③ 上記②への回答	2018年5月下旬
④ 入札公告及び入札説明書等の公表	2018年6月上旬
⑤ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	2018年6月上旬
⑥ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	2018年6月中旬
⑦ 入札参加資格審査書類受付期限	2018年6月下旬
⑧ 入札参加資格審査結果通知	2018年6月下旬
⑨ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	2018年7月上旬
⑩ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	2018年7月中旬
⑪ 事業提案書の受付	2018年9月中旬
⑫ 落札者決定及び公表	2018年10月中旬
⑬ 基本協定締結	2018年10月中旬
⑭ 事業契約仮契約締結	2018年11月中旬
⑮ 事業契約本契約締結	2018年12月中旬
⑯ 三者覚書の締結	2020年度中

2) 実施方針に関する質問・意見の受付

本実施方針についての質問・意見は以下のとおり受付を行う。また、質問・意見書を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

① 受付期間

本実施方針公表日から2018年5月11日（金）午後5時までとする。

② 提出方法

本実施方針と同時に本市ホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付する。

ア 送付先

北九州市役所 環境局 循環社会推進部 施設課
〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号
(電子メール) kan-shisetsu @city.kitakyushu.lg.jp

イ タイトル

「(提出者名)ー実施方針に関する質問・意見」

ウ 到達の確認方法

質問・意見書を提出した者に対して、本市が到達確認メールを返信する。

3) 入札公告(入札説明書等の公表)

入札公告は、2018年6月上旬に行い、併せて入札説明書、要求水準書、事業契約書(案)、落札者決定基準及び様式集を公表する。

3. 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものもとより、本市の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市内に本社もしくは支社がある事業者を積極的に活用すること。

1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、設計・建設業務及び維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- ② 応募者の企業グループの中から「2)②ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ③ 企業グループの構成メンバーの変更は認めない。但し、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 企業グループの構成メンバーは、他の応募者の構成メンバーとなることはできない。
- ⑤ 企業グループの構成メンバーのいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの構成メンバーとなることは認めない。「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう(以下同じ。)

ア 資本関係がある場合

以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
- ⑦ その他上記⑥のア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者についても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2) 応募者等の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 本市の競争入札参加資格者名簿（平成28・29年度）に登録されていない者
- ウ 本市の指名停止措置を受けている者
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- キ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- コ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- サ 本市の暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から36月を経過しない者が所属している者
- シ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から36月を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者

ス 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

・ 整備等事業発注支援業務受託者

株式会社エックス都市研究所及びアンダーソン毛利友常法律事務所

② 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設、施設維持管理の各業務を行う者として、以下のアからオの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う企業は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を全て満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 本市の競争入札参加資格者名簿（平成29・30年度）の清掃施設工事の登載者であること。

(エ) 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をPFI方式、DBM方式、DBO方式又はDB+O方式により元請で受注した施設の竣工実績を1件以上有すること。なお、DB+O方式の場合DB及びOのそれぞれについて1件以上の実績を有すること。

a) 施設種別：マテリアルリサイクル推進施設

イ 本施設の建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の設計を行う企業は、少なくとも主たる業務を担う1社は(ア)及び(イ)を満たす企業であること。

(ア) 本市の平成29・30年度測量・建設コンサルタント有資格者名簿の登載者であること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。

ウ 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う企業は、少なくとも主たる業務を担う1社は(ア)及び(イ)を満たす企業であること。

(ア) 本市の競争入札参加資格者名簿（平成29・30年度）の建築一式工事の登載者であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

エ 本施設の維持管理を行う者の要件

- (ア) 本市の物品等供給契約の登載者であること。
- (イ) 施設の維持管理を行うにあたり、必要な資格（許認可、登録等）を有すること。
- (ウ) 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をPFI方式、DBM方式、DBO方式又は長期包括運営方式により元請で受注し竣工した施設の運営実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）を1件以上有すること。
 - a) 施設種別：マテリアルリサイクル推進施設
- (エ) 本施設の維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

オ 維持管理事業者から本施設の維持管理業務を受託する者の要件

維持管理事業者から本施設の維持管理業務を受託する企業は、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は以下の要件を全て満たすこととする。

- (ア) 本市の競争入札参加資格者名簿（平成29・30年度）の登載者であること。
- (イ) 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をPFI方式、DBM方式、DBO方式又は長期包括運営方式により元請で受注し竣工した施設の運営実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）を1件以上有すること。
 - a) 施設種別：マテリアルリサイクル推進施設
- (ウ) 本施設の維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

③ 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出期限日とする。
- イ 落札者決定日までの間に応募グループの構成メンバーが入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募グループを落札者決定のための審査対象から除外する。
- ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成メンバーが入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す。この場合において、本市は、落札者決定を取り消した応募グループに対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 応募者の審査及び落札者の選定

1) 審査

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本市が指名する学識経験者の意見を含め審査を実施する。

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について審査に係る職員等に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2) 審査の手順及び方法

① 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

② 事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

③ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

④ 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本市ホームページに掲載する。

5. 落札後の手続き

1) 基本協定の締結

本市と落札者は、落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた、相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

2) 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-6 リスク分担(案)」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

3. 本市による事業の実施状況の監視

本市は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設業務及び維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地面積及び配置

本工事の建設対象の位置は「実施方針添付資料-1 事業実施場所」に、敷地境界及び建替え用地は「実施方針添付資料-2 事業実施区域」に示すとおりである。

なお、「実施方針添付資料-2 事業実施区域」のA区画部（旧試験場及び事務所（基礎のみ残存））を解体・利用することは可とする。

1) 所在地：福岡県北九州市小倉北区西港町97番3

2) 敷地面積：約13,000㎡

3) 建替え用地：約5,400㎡（A区画を除く）

2. 土地利用規制

敷地面積	建設可能範囲約5,400m ²
土地利用規制	<ul style="list-style-type: none">・用途地域 : 工業専用地域 港湾地区・建ぺい率 : 60% (敷地面積全体)・容積率 : 200% (敷地面積全体)・防火地区 : 指定外・高さ制限 : 制限なし・日影規制 : 制限なし・高度地区 : 指定外・緑化率 : 20% (敷地面積全体)
地質の状況	添付資料参照。

第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- 2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- 3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- 2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者が生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- 1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、維持管理業務委託契約についても解除することができる。
- 2) 維持管理期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、維持管理業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本市は、事業契約（建設工事請負契約）の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2. 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページで行う。

3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

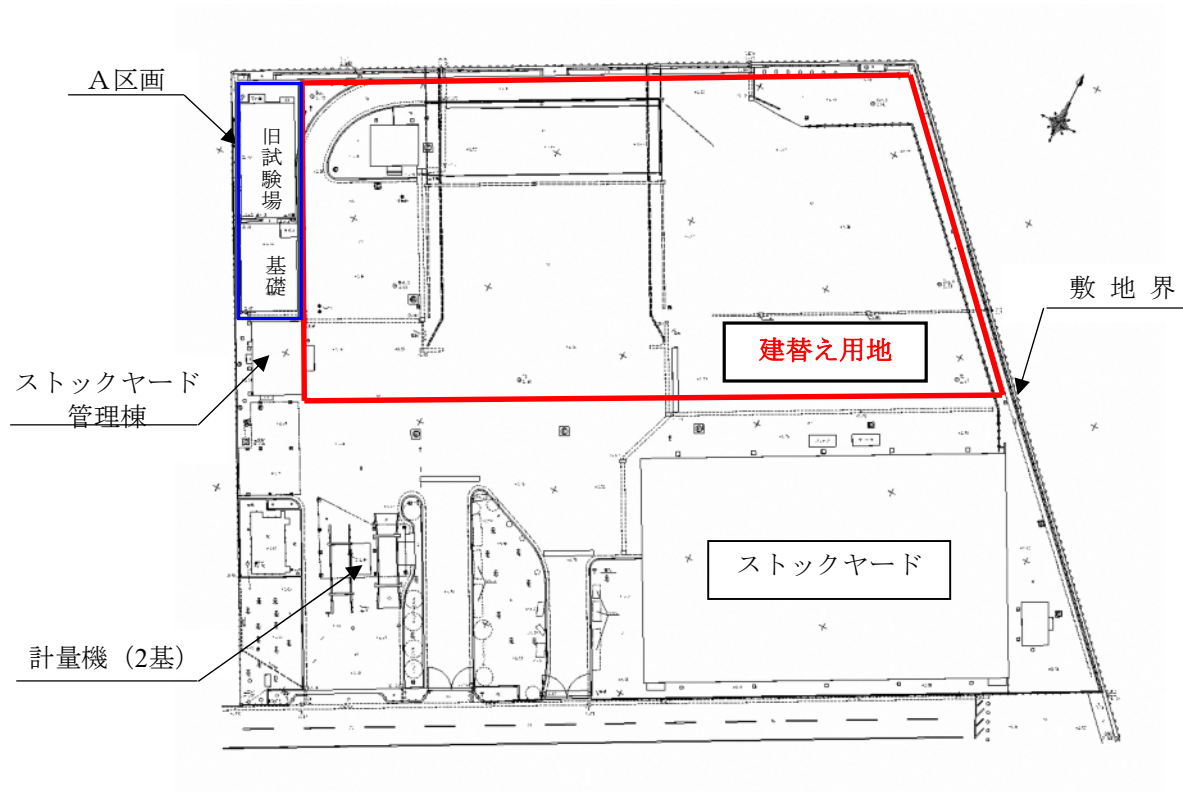
4. 本実施方針に関する担当部署

北九州市役所 環境局 循環社会推進部 施設課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
(電子メール) kan-shisetsu @city.kitakyushu.lg.jp

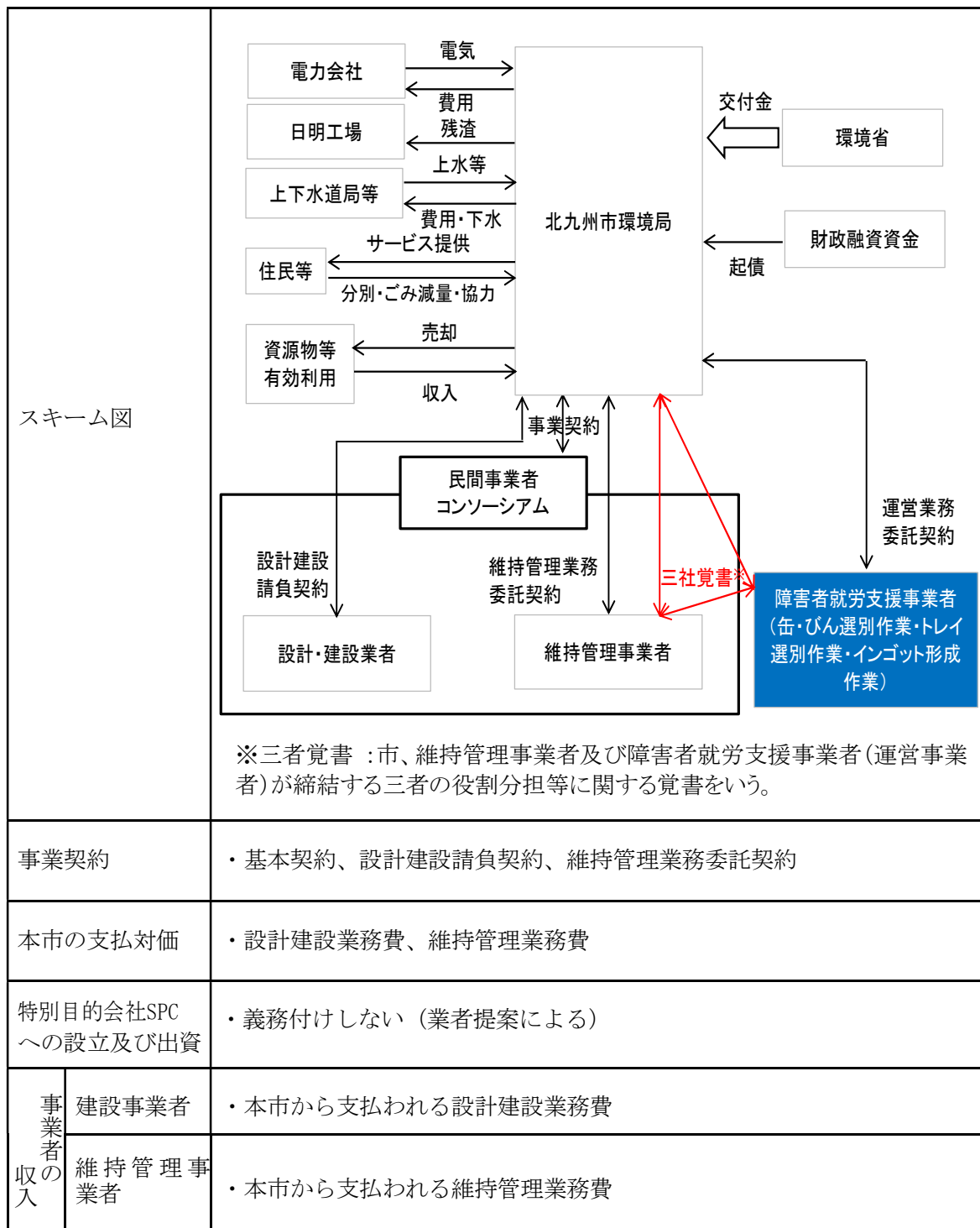
実施方針添付資料-1 事業実施場所



実施方針添付資料-2 事業実施区域



実施方針添付資料-3 事業スキーム図（案）

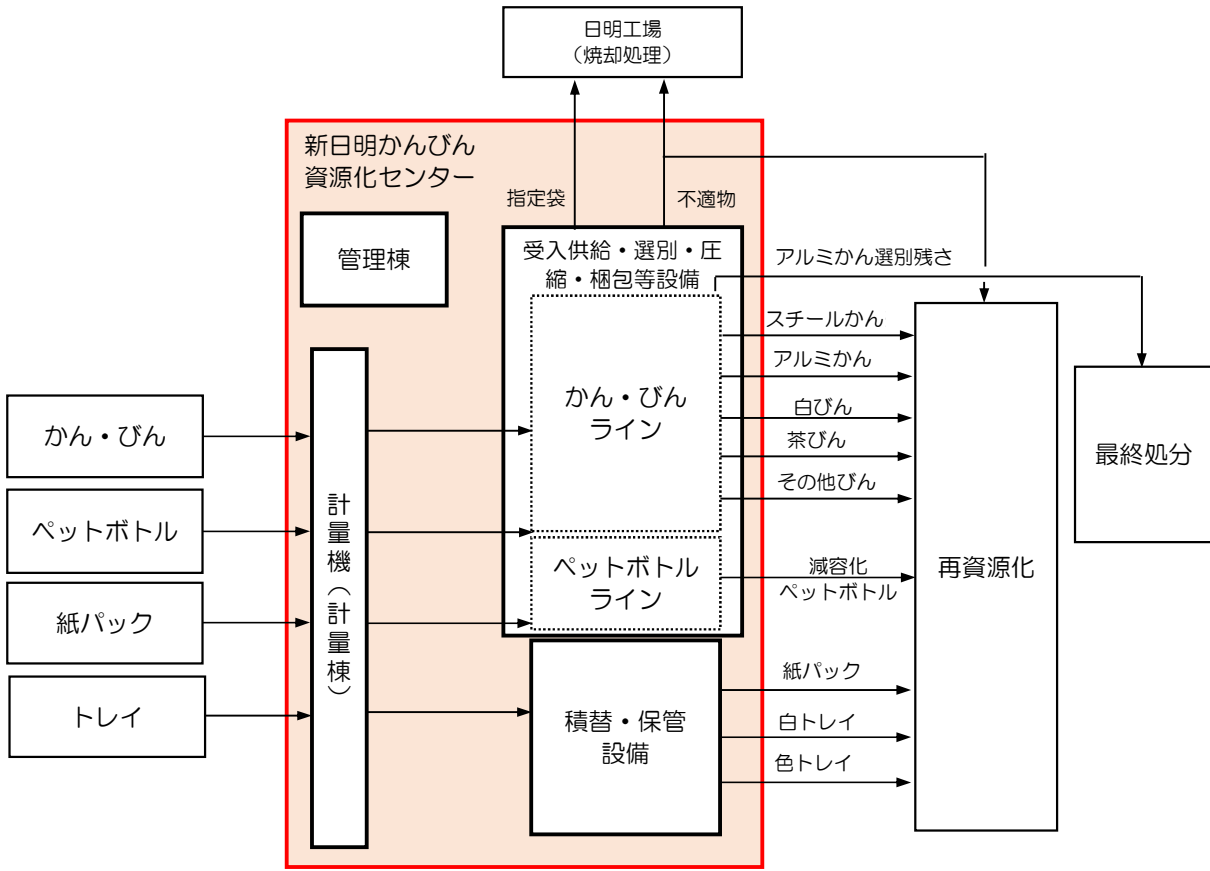


実施方針添付資料-4 業務範囲分担表

業務区分	業務内容	市/運営事業者	設計建設事業者/維持管理事業者	備考
用地取得	・用地の確保	○		
施設整備に係る許認可手続	・廃掃法に基づく設置届け	○	▲	副は図書類の作成を行う
	・交付金申請書	○	▲	副は図書類の作成を行う
	・開発関係	○	▲	副は図書類の作成を行う
設計	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	・地質等調査		○	市が事前に実施したもの以外
	・実施設計		○	
	・設計管理		○	
	・設計監理	○		
建設	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	・施工管理		○	
	・施工監理	○		
施設全体管理	・施設設置者としての施設管理	○		
受付管理	・搬入ごみの受入判定	○		
	・料金徴収	○		
運転管理	・運転管理計画作成	○		
	・運転管理及び作業	○		
	・搬入監理(不適物混入防止の監視)	○		
	・受入出物の性状管理	○		
	・搬出物の運搬	○		ただし、本施設からの引渡は民間事業者が行う。
	・運転に関する教育、訓練、研修		○	
調達	・設備維持用の消耗品や交換部品等の調達管理		○	
	・選別に必要となる防護手袋等の調達管理	○		
	・検査・点検・補修計画作成、実施		○	
	・精密機能検査実施	○	▲	副は情報提供、調査への協力、必要な書類作成を行う
環境管理	・環境管理(排ガス、粉じん等)	○		
	・作業環境管理	○		

業務区分	業務内容	市/運営事業者	設計建設事業者/維持管理事業者	備考
処理副産物の処理・処分	・処理副産物の資源化	○		
	・処理副産物の処分	○		
災害廃棄物対応	・災害廃棄物処理対応	○		主は災害廃棄物の受入及び処理を行う
情報管理	・報告書作成と管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける
	・設計図書等施設情報の管理			
	・施設清掃	○		
	・施設警備	○		
	・見学者対応	○		
	・住民対応	○	▲	主は本事業実施に対する住民意見への対応を行い、副は提案内容実施に対する住民意見の対応を行う

実施方針添付資料-5 業務範囲図



主な設計・建設・維持管理対象施設

実施方針添付資料-6 リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書（案）において示す。

表リスク分担表（案）（1/2）

区分	リスク項目	リスクの内容	責任負担者	
			市/運営事業者	設計建設事業者/ 維持管理事業者
共通	入札図書リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む市の事由により契約が結べない等	○	
		事業者の事由により契約が結べない等		○
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	敷地確保リスク	事業実施のための敷地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの	△	○
	第三者賠償リスク	調査、施工、維持管理において市の帰責事由により第三者に及ぼす損害	○	
		調査、施工、維持管理において上記以外に第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等	○	
		上記以外の税制度の変更等		○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	一定範囲内の物価変動（インフレ、デフレ）にともなう事業者の経費の増減によるもの		○
		一定以上の急激な物価変動（インフレ、デフレ）にともなう事業者の経費の増減によるもの	○	
	事故の発生リスク	設計、施工、維持管理において市の指示に帰責し発生する事故	○	
		設計、施工、維持管理において上記以外に発生する事故		○
	本市の指示、事業の中止・遅延に関するリスク	市の債務不履行によるもの	○	
事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの			○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△	
資金調達リスク	事業者が調達すべき施設整備費及び施設の維持管理に必要な資金確保に関するもの		○	
金利変動リスク	契約締結から最初の基準金利決定日までの金利変動による事業者の経費増減によるもの	○		
	基準金利決定日以降の金利変動による事業者の経費増減によるもの		○	

凡例：○主分担、△従分担

表リスク分担表（案）（2/2）

区分	リスク項目	リスクの内容	責任負担者	
			市/運営事業者	設計建設事業者/維持管理事業者
設計段階	設計変更リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	用地に関するリスク	調査等により判明した計画用地内の有害物や土壌汚染、水質汚染等に関するもの	○	
建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	
施工段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記及び物価上昇以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	市の帰責事由により工事目的物、材料に関して生じた損害	○	
工事目的物、材料に関して生じた損害			○	
性能リスク	要求水準の未達(施工不良を含む)		○	
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等	○	
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による一定範囲以上の費用上昇等	○	
	性能リスク	要求水準の未達		○
	施設かしリスク	事業期間中における施設瑕疵に関するもの		○
	維持管理コスト増大・ごみ処理量未達リスク	市及び運営事業者の帰責事由に基づく維持管理コスト増大やごみ処理量未達に関するもの	○	
		事業者の帰責事由に基づく維持管理コスト増大やごみ処理量未達に関するもの		○
	施設破損リスク	市及び運営事業者の帰責事由に基づく事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク(処理不適物混入リスクを含む。)	○	
		事業者の帰責事由に基づく事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク(処理不適物混入リスクを含む。)		○
	技術革新リスク	市の意向による将来の新技术等の導入に伴う施設・設備等の更新コスト増大リスク	○	
		将来の新技术等の導入に伴う施設・設備等の更新コスト増大リスク	○	△
事業終了時の施設の性能確保リスク	施設耐用年数未達前の事業終了時における施設の性能確保に関するもの	○※	○※	
事業終了時の諸手続に係るコスト増大	市及び運営事業者の帰責事由に基づく事業終了時の諸手続に係るコスト増大リスク	○		
	事業者の帰責事由に基づく事業終了時の諸手続に係るコスト増大リスク		○	

凡例：○主分担、△従分担

※市、運営事業者、事業者協議のうえ決定する。